

一般社団法人 日本神経回路学会 情報公開規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本神経回路学会(以下「本会」という)の定款第 55 条第 2 項の規定に基づき、本会の活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、本会の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(法人の責務)

第 2 条 本会は、この規程の解釈及び運用に当たっては、情報公開の趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第 3 条 第 6 条に規定する本会の情報公開の対象資料を閲覧ないしは謄写した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(管理)

第 4 条 本会の情報公開に関する事務は、事務局が管理する。

(情報公開の方法)

第 5 条 本会は、情報公開の対象資料に応じて、公告、公表、またはインターネット等の方法により情報公開を行うものとする。

(公開する資料)

第 6 条 前条のうち、次の資料はインターネット上で公開する。

- (1) 定款
- (2) 役員の名簿
- (3) 事業報告
- (4) 貸借対照表
- (5) 事業計画
- (6) 収支予算
- (7) 上記以外の資料で、公開の申出を受け、公開が必要と理事会が認める資料(インターネット上で公開する資料)

2 前項のインターネット上での公開にあたり、前条第 1 項第 1 号から第 2 号までは最新の資料を、第 3 号から第 7 号までは3か年度分の資料をそれぞれ公開する。

(改正)

第7条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

1 この規程は、一般社団法人日本神経回路学会の設立日から施行する。